

2025年7月4日

INDEX

三井住友信託銀行
年金業務推進部

スチュワードシップ・コードの第三次改訂版について

スチュワードシップ・コードの第三次改訂版の概要



POINT

- ✓ 2025年(令和7年)6月26日、日本版スチュワードシップ・コードの第三次改訂版が金融庁HPにおいて公表されました。
- ✓ なお、第三次改訂前のコードを受け入れている機関投資家においては、2025年12月末までに、第三次改訂内容を踏まえて、コードの各原則・指針に基づく公表項目の更新を行い、その旨を金融庁宛に連絡するよう、HP上で依頼がありました。

- 2025年(令和7年)6月26日、「『責任ある機関投資家』の諸原則〈日本版スチュワードシップ・コード〉～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」(以下、「スチュワードシップ・コード」といいます)の第三次改訂版が金融庁HPにおいて公表されました。
- 本改定に向けては、2024年10月より「スチュワードシップ・コードに関する有識者会議」において議論が行われ、これを踏まえて作成された第三次改訂案について、2025年3月～4月にパブリックコメントによる意見募集が行われました。
- なお、第三次改訂前のコードを受け入れている機関投資家においては、2025年12月末までに、第三次改訂内容を踏まえて、コードの各原則・指針に基づく公表項目の更新を行い、その旨を金融庁宛に連絡するよう、HP上で依頼がありました。
- 詳細については、「[スチュワードシップ・コード\(第三次改訂版\)の確定について](#)」(金融庁HP)をご確認ください。

主な改訂内容

- 改訂の主な対象は以下の通りです。(追記された内容について、実質株主の透明性向上・協働エンゲージメント等に関する改訂は赤字、スリム化／プリンシプル化等の観点からの改訂は青字としています)
- 改訂後のスチュワードシップ・コードの全体版は金融庁公表資料の別紙1、変更点については同資料の別紙2をご参照ください。

原則2 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

2-1

機関投資家は、こうした認識の下、運用機関による議決権行使や対話に重要な影響を及ぼす利益相反が生じ得る局面を含め、あらかじめ想定し得る利益相反の主な類型について、それぞれの利益相反を回避し、その影響を実効的に排除するなど、顧客・受益者の利益を確保するための実効的な管理についての明確かつ具体的な方針を策定し、これを公表すべきである。

原則4 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

4-2

機関投資家は、投資先企業との間で建設的に対話を行うために、投資先企業からの求めに応じて、自らがどの程度投資先企業の株式を保有しているかについて企業に対して説明すべきであり、投資先企業から求めがあった場合の対応方針についてあらかじめ公表すべきである。

4-6

機関投資家が投資先企業との間で対話を行うに当たっては、単独でこうした対話を行うほか、他の機関投資家と協働して対話を行うこと(協働エンゲージメント)も重要な選択肢である。対話のあり方を検討する際には、投資先企業の持続的成長に資する建設的な対話となるかを念頭に置くべきである。

4-7

投資先企業と対話を行う機関投資家は、公表された情報をもとに、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を行うことが可能であること、企業の未公表の重要事実の取扱いについて、株主間の平等が図られるべきことを踏まえ、当該対話において未公表の重要事実を受領することについては、基本的には慎重に考えるべきである。

<本件のご照会先>

ご照会事項がございましたら弊社営業担当者までご連絡ください。



年金ニュース
バックナンバー
(↑クリックで表示)

ペンションジャーナル等
(↑クリックで表示)

三井住友信託銀行
公式HP
(↑クリックで表示)